

北杜市、早稲田大学大学院公共経営研究科及び中日本高速道路株式会社八王子支社との協働提携に関する基本協定書

北杜市（以下「甲」という。）、早稲田大学大学院公共経営研究科（以下「乙」という。）及び中日本高速道路株式会社八王子支社（以下「丙」という。）とは、3者相互間の連携を強化し、3者の資源を有効に活用することにより、地域の観光・産業の振興及び地域社会の活性化・安全に資すること並びに大学の有する人材や技術の育成と振興の支援に資すること並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）におけるより質の高いサービスの提供と高速道路利用者の利便性の向上及び利用の拡大に資することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（責務）

第1条 甲、乙及び丙は、3者の資源を有効に活用した市内の観光・産業・学術振興と地域社会の活性化・安全や高速道路等利用者の利便の向上等に関し、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、観光・文化・産業・学術の振興、教育・福祉、環境・景観対策、高速道路等利用促進など、共同で取り組むことが可能な案件の発掘及び推進に努めるものとする。

（個別の協議）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき、個別の案件を共同で実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成22年4月27日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに3者間のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に3年間有効とし、以後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損額にかぎり賠償の責任を負うものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成22年4月26日

甲 北杜市長
白 倉 政 司 (自筆署名)

乙 早稲田大学 大学院 公共経営研究科
研究科長 縣 公 一 郎 (自筆署名)

丙 中日本高速道路株式会社 八王子支社
支社長 黒 田 孝 次 (自筆署名)